

明治学院大学機関リポジトリ運用規程

(目的)

第1条 明治学院大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は明治学院大学（以下「本学」という）の構成員の学術研究成果と教育成果（以下「成果物」という）を電子的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償提供することにより、本学の学術研究および教育の発展と社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(登録)

第2条 リポジトリに登録できる者(以下「登録者」とする)は以下の通りとする。

- (1) 本学の学則に定める各研究所所長
- (2) 本学の成果物の発行責任者
- (3) 本学に在籍する教職員および大学院生
- (4) 本学在籍中に発表または公刊した著作物については、在籍した教職員および大学院生
- (5) その他図書館長が特に認めた者

(管理)

第3条 リポジトリの管理は図書館長が行い、登録を希望する者は所定の登録申請をおこなない許可を得るものとする。

(登録対象の要件)

第4条 登録対象となる成果物は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 内容について登録者が責任を負えるものであること。
- (2) 登録者が作成に関与したものであること
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること
- (4) ネットワークで配信できること
- (5) 公開にあたり、法令、明治学院諸規則および公序良俗に反しないこと

(投稿規程等の整備)

第5条 リポジトリに登録しようとする成果物の発行責任者は、該当刊行物の投稿規程等により、著作者の許諾を得ておこななければならない。

(複数著作権者の場合)

第6条 登録しようとする成果物が、共同研究等により複数の著作権者にわたる場合は、登録者は代表して許諾を得ておこななければならない。

(著作権処理の助言)

第7条 登録しようとする成果物の著作権が出版社や学会等に帰属する場合、登録希望者は図書館による著作権の許諾についての助言を受けることができる。

(成果物の取り扱い)

第8条 図書館は、以下の通り登録申請のあった成果物を利用する。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに登録する
- (2) ネットワークを通じてこの複製物を不特定多数に無料で公開する
- (3) 保存および利用可能性の維持のために、複製および媒体変換を行う

(登録内容の削除)

第9条 図書館長は、以下の場合にリポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 盗用・剽窃による成果である場合
- (4) 内容が著しく不適切であると、図書館長が認定した場合

(著作権法遵守の広報)

第10条 図書館長は、利用者が私的利用のためのダウンロード・複製・引用などの著作権法で定める権利制限の範囲内で利用を行うよう、著作権法遵守の周知に努める。

(免責事項)

第11条 図書館は、第10条に定める事項を行った上で、リポジトリに登録された成果物を利用することによって発生した登録者又は著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(細則)

第12条 この規程に必要な細則は図書館長が別にさだめる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃については図書委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は2010年4月1日から施行する。

以上